

令和3年度 下古屋自治区役員

区 長	加藤 勝	(1 1 組)
副 区 長	近藤 睦	(2 組)
副 区 長 (会計)	原 隆	(2 組)
評 議 員	木村 駿	(1 1 組)
同 上	浦野 憲治	(1 組)
同 上	磯村 貴史	(2 組)
同 上	渡辺 昌道	(6 組)
同 上	梅村 孝義	(2 4 組)
監 事	小栗 一夫	(6 組)
同 上	浦野 憲二	(2 組)

自治区規約 (抜粋)

第 4 章 役 員

第11条 自治区に次の役員を置く。

区長 1名、副区長 2名、会計 1名 (副区長のうち1名を区長が指名する)

評議員 若干名、 監事 2名

第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

第15条 自治区に顧問及び相談役を置くことができる。

2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。